第七条のうち租税特別措置法施行令第三条第二十三項の表第十五項の項の改正規定中

第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項	第二十四項の規定により読み替えて適用される前項
第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項	第二十四項の規定により読み替えて適用される前項

を

第四十一条の十三の準用する法第五条の	前項

に改める。

第七条のうち、租税特別措置法施行令第三条第十五項の改正規定中「異動申告書」に」の下に、「提示又は」を「提示（次条第十九項において準用する前項の規定による同項の財務省令で定める書類の提示を含む。）又は」に、「提示を」を「提示（第二十六条の二十第二十二項において準用する前項の規定による同項の財務省令で定める書類の提示を含む。）を」に、「提示が」を「提示（前項の規定による同項の財務省令で定める書類の提示を含む。）が」に、「同項の規定」を「同条第十一項の規定」に」を加え、「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「、名称」を「、氏名又は名称」に改め、同条第十四項の次に一項を加える改正規定中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改める。

第七条のうち租税特別措置法施行令第三条の二の二の改正規定中「（法人番号」を「（個人番号又は法人番号」に、「、名称」を「、氏名又は名称」に改める。

第七条のうち租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項の改正規定中「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第十六項及び第十九項並びに次条第二項において同じ。）」を削る。

第七条のうち租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十三の二第一項中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改め、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第七条のうち、租税特別措置法施行令第二十六条の三十第十項の次に一項を加える改正規定中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二十七条第二項中「。第五項」を「。第四項及び第六項」に、「この項、第四項及び第五項」を「この条」に、「同条第四項第四号」を「法第四十二条第四項第四号」に、「に同条第一項」を「に法第四十二条第一項」に、「。第四項及び第五項」を「。第四項から第六項まで」に、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同条第八項各号に定める申告書」を「異動申告書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「法第四十二条第八項各号に定める申告書」を「異動申告書」に、「同条第五項」を「法第四十二条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　非課税適用申告書又は法第四十二条第八項各号に定める申告書（以下この項から第六項までにおいて「異動申告書」という。）の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、法人番号を有する場合には、その提出をする際、その経由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長は、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている財務省令で定める事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

第七条のうち租税特別措置法施行令第四十条の六第二十四項第一号イの改正規定中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。」を削る。

第七条のうち租税特別措置法施行令第四十条の七の四第十七項第一号、第四十条の八第三十四項第一号、第四十条の八の二第四十一項第一号及び第四十条の八の四第十一項第一号の改正規定中「第四十条の八第三十四項第一号、第四十条の八の二第四十一項第一号」を「第四十条の八第三十五項第一号、第四十条の八の二第四十二項第一号」に改める。

第七条のうち租税特別措置法施行令第五十一条の三第五項第一号の改正規定中「第五十一条の三第五項第一号」を「第五十一条の四第五項第一号」に改める。

第八条第十四項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（同項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この項、第十六条及び第三十六条において同じ。）を送信しなければ」に、「を受けた書類に記載された」を「又は送信を受けた書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第二十七項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に、「第四十条の八の二第四十一項」を「第四十条の八の二第四十二項」に改め、同条第四十一条の三第五項」を「第五十一条の四第五項」に改める。

第十五条中所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百二十五条の改正規定の次に次のように加える。

第三百三十一条第一項第一号中「当該居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所及び個人番号並びに国内に居所があるときは当該居所）」を加える。

第十六条第二項中「第三百二十四条並びに」を「第三百二十四条、」に改め、「及び第二項」の下に「並びに第三百三十一条第一項」を加え、「若しくは第三百二十四条」を「、第三百二十四条若しくは第三百三十一条第一項」に改め、同条第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第六項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第七項中「を受けた確認書類又は署名用電子証明書等を送信して」を「提示し、又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第十三項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第十四項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第二十一項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第二十二項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第二十五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第二十六項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に、「を受けた書類に記載された」を「又は送信を受けた書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条のうち租税特別措置法施行令第五十一条の三第五項第一号の改正規定中「第五十一条の三第五項第一号」を「第五十一条の四第五項第一号」に改める改正規定及び第八条第四十一項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三